

第1回 市民がお勧めするお土産品グランプリ

FAQ

【1】投票について

- Q1. 「市民がお勧めする」とあるが、市外の人も投票できるか。
- A. どなたでも投票可能です。
原則として市民向けの企画ではありますが、燕市に通勤・通学している方や過去に燕市にお住まいだった方、燕市に関心があり応援してくださっている方など、広く皆様からお土産品の推薦をいただきたいと考えています。
- Q2. お勧めしたい商品が複数ある場合はどうすればよいか。
- A. 投票は、お一人様につき一票限りとさせていただきます。
ご自身が最もお勧めしたい「食のお土産品」について、入力または記入してください。
- Q3. 小さな子どもも投票できるか。
- A. 投票可能です。
お子様が投票する場合、投票者情報(氏名・年齢等)は、お子様ご本人の情報を記載してください。
- Q4. 燕市産記念品プレゼントの抽選対象者は。
- A. 抽選対象者は、全ての投票情報(投票内容・投票者情報)を入力または記入いただいた人です。
※記入漏れがある場合、抽選の対象外となります。
- Q5. 投票用紙は、観光振興課窓口に出してもよいか。
- A. 観光振興課の窓口への直接お持ちいただいても構いません。
投票箱への投函や郵送と同様に、正式な投票として受付します。

- Q6. 用紙に必要事項が記入されていれば、WEB フォームや指定の投票用紙でなくてもよいか。
- A. 問題ありません。投票者情報やお勧めする商品・店舗名、その理由が記載されていれば、どのような用紙でも投票可能です。

【2】 対象商品について

- Q1. どんな商品でも投票してよいのか。
- A. 対象となるお土産品の条件を満たしている食品であれば、ジャンルや種類を問わず、投票いただけます。(例:お菓子、酒、乾物、缶詰など)
- Q2. 1 つの商品に複数の味がある場合、投票はどう扱われるか。
- A. 味の違いに関わらず、同じ商品としてまとめてカウントします。
- 例
〇〇菓子店のバウムクーヘン(プレーン味)、〇〇菓子店のバウムクーヘン(チョコ味)
→どちらも「〇〇菓子店のバウムクーヘン」として扱います。
- Q3. 対象となるお土産品の条件が分からない場合、どうすればよいか。
- A. 不明な場合でも、記入いただいて構いません。
投票内容につきましては、こちらで確認を行います。
※確認が困難な場合は、無効票とさせていただきます。
あらかじめご了承ください。
- Q4. 食べたことのない商品を投票してもよいか。
- A. 投票可能です。
ただし、「県外の親族や友人にお勧めしたい」と思うお土産品であることが大前提になりますので、入力・記入の際は考慮してください。